

# 後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

## ～保険料軽減の見直しについて～

### 均等割 2割・5割軽減の範囲が見直しされました

●保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成28年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (26万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

【平成29年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減

### 所得割の軽減割合が見直しされました

●保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成28年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

【平成29年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減

【平成30年度から】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	軽減なし

### 被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【平成28年度】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	9割軽減

【平成29年度から】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減

【平成30年度】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5割軽減

【平成31年度から】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	資格取得後2年を経過する月までの間に限り、5割軽減

▼所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

### ◆保険料の計算方法（平成29年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。

<b>均 等 割</b> 【1人当たりの額】 49,809円	+	<b>所 得 割</b> 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成28年中の所得 - 33万円) × 10.51%	=	<b>1年間の保険料</b> <b>【限度額57万円】</b> (100円未満切り捨て)
--------------------------------------	---	---	---	--

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。